

JIS

IT アセットマネジメントー 第 4 部：資源利用測定

JIS X 0164-4 : 2019
(ISO/IEC 19770-4 : 2017)
(IP SJ/JSA)

平成 31 年 3 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	大 崎 博 之	東京大学
(委員)	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	伊 藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会 (国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)
	岩 淵 幸 吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内 田 富 雄	一般財団法人日本規格協会
	江 崎 正	IEC/SMB 日本代表委員 (ソニー株式会社)
	酒 井 祐 之	一般社団法人電気学会
	住 谷 淳 吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	高 村 里 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	田 中 一 彦	一般社団法人日本電機工業会
	橋 爪 弘	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	平 田 真 幸	IEC/CAB 日本代表委員 (富士ゼロックス株式会社)
	水 本 哲 弥	東京工業大学
	山 根 香 織	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 31.3.20

官 報 公 示：平成 31.3.20

原 案 作 成 者：一般社団法人情報処理学会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3431-2808)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
0 序文	1
0.1 概要	1
0.2 この規格の目的	1
1 適用範囲	3
1.1 目的	3
1.2 適用分野	3
1.3 制限事項	3
2 引用規格	3
3 用語及び定義	3
4 適合	5
4.1 RUM の適合	5
4.2 適合宣言	5
5 主要な概念	6
5.1 概要	6
5.2 ソフトウェアアセット及び IT アセットの識別	6
5.3 測定	6
5.4 他の ISO/IEC 19770 ファミリの情報構造との関係	7
6 実装の要求事項及びガイダンス	7
6.1 利用のシナリオ	7
6.2 固有登録識別子 (regid)	7
6.3 XML 及び XSD	8
6.4 時間フォーマット	8
6.5 生成頻度	8
6.6 ファイル名	8
6.7 ファイル拡張子	9
6.8 ファイルのロケーション	9
6.9 ファイルサイズ及びファイル番号の管理	9
6.10 アンインストール及びアップグレード	9
6.11 デジタル署名	9
6.12 XML 文書のネスト	10
7 ツールについての考察	10
8 スキーマ要素	10
8.1 概要	10
8.2 RUM データの最小要件	10
8.3 XML 要素及び属性の名前	11

	ページ
8.4 データ値	11
8.5 タイプ定義	16
附属書 A (規定) XML スキーマの定義	18
附属書 B (参考) 複数ファイルの RUM 及びネストした XML 文書の例	26
附属書 C (参考) RUM から関連するソフトウェアアセットにリンクする例	28
参考文献	31
解 説	32

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人情報処理学会（IPSI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS X 0164 の規格群には、次に示す部編成がある。

- JIS X 0164-1** IT アセットマネジメント－第 1 部：IT アセットマネジメントシステム－要求事項
- JIS X 0164-2** ソフトウェア資産管理－第 2 部：ソフトウェア識別タグ
- JIS X 0164-3** IT アセットマネジメント－第 3 部：権利スキーマ
- JIS X 0164-4** IT アセットマネジメント－第 4 部：資源利用測定

白 紙

IT アセットマネジメント—第 4 部：資源利用測定

IT asset management—Part 4: Resource utilization measurement

0 序文

この規格は、2017 年に第 1 版として発行された **ISO/IEC 19770-4** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

0.1 概要

IT アセットマネジメント（以下、ITAM ともいう。）のための国際規格 **ISO/IEC 19770** シリーズは、IT アセットをマネジメントするプロセスと技術との両方を規定している。今日の世界で IT が、全ての活動において根本的に重要な役割を果たしていることを考慮すると、これら ITAM の標準群は IT の全ての活動と緊密に連携したものでなければならない。例えば、プロセスの観点から、ハードウェア及びソフトウェアと、ハードウェアマネジメント及びソフトウェアマネジメントとは、最新のマネジメントシステムの不可欠なコンポーネントであるために、ITAM 標準群は、全てのマネジメントシステムで使われることが望ましい。技術の観点から、情報構造のための ITAM 標準群は、IT マネジメントデータの相互運用性だけでなく、ソフトウェアの利用におけるより効果的なセキュリティのような多くの基本的な付加的効果を提供する。情報構造の ITAM 標準群は、また、ソフトウェアの認証、及びより簡単で整合性のとれた利用データの収集を改善するような IT 機能としての重要な自動化を容易にする。

0.2 この規格の目的

この規格は、資源利用測定（Resource Utilization Measurement。以下、RUM という。）の国際標準を提供する。RUM は、IT アセットの使用に関連する資源の利用情報を含む標準化されたデータ構造である。RUM は、多くの場合 XML データファイルで提供するが、同様な他のプラットフォーム及び IT アセット又はプロダクトを通してアクセスされることもある。

この規格は、**JIS X 0164-2** で定義された識別情報及び **JIS X 0164-3** で定義された権利情報に整合して定義した情報構造を含む。一緒に使われるとき、これら三つのタイプの情報は、IT アセットマネジメントプロセスの有意な強化及び自動化に能力を発揮する。

この規格は、**JIS X 0164-1** で定義された IT アセットマネジメントのプロセスを支援する。この規格は、また、情報構造を定義する **ISO/IEC 19770** シリーズの標準群の他の部分も支援する。

RUM は、具体的に一般的な目的及び広範な状況での利用を想定して設計している。**ISO/IEC 19770** シリーズの標準群で定義された他の情報構造のように、RUM 利用者は、組織及び／又はツール、又は他の利用者であることもある。**ISO/IEC 19770** シリーズの他の情報構造と対照的に、定期的な RUM データを作るエンティティは、IT アセット又は IT アセットを監視する自動ツールになり得る。

RUM の定義は、生成、ライセンスング、配付、リリース、インストール、及び IT アセットのマネジメントを継承する全てのステークホルダーに便益を与える。特別な三つのステークホルダーのグループにお